

道頓堀川・船着場ネーミングライツパートナー企業募集に関する質問・回答

番号	関連箇所	質問事項	回答
1	募集要項 2ページ 7. 契約期間	3年とありますが契約日は名称の使用開始日という認識でいいのでしょうか。	本募集では、契約を締結する日より河川法20条の申請をしていただき、承認日から3年を契約期間としております。なお、契約期間3年のなかで、標示の設置及び撤去を行っていただきます。
2	募集要項 3ページ 9. (2) 船着場への名称標示	安全柵に設置する名称標示は不燃材料であればターポリン等の横断幕のような体裁でも問題ないのでしょうか。	安全柵に設置する名称標示の素材は、不燃材料であるとともに、風雨等で脱落するところのないよう強固に取り付けられるアルポリック等を想定しております。詳細については、パートナー企業候補者の決定後、本市との協議により決定します。
3	募集要項 3ページ 9. (3) 名称標示等にかかる諸経費の負担	名称標示についての河川占用料の負担が別途発生するという考え方でしょうか。また発生する場合当該地では6㎡で年額どの程度になるのでしょうか。	名称標示は、河川占用物件ではないため、河川占用料は発生しませんが、河川法上の手続き（河川法20条）は必要となります。
4	その他	・名称表示開始後は大阪市における公的な表記は順次変更となるのでしょうか。もしくは一斉に変更頂けるのでしょうか。 ・運輸機関等の駅等での公的な表示等について順次変更される波及効果の可能性はありますか。	河川課が作成する印刷物や広報物等に反映、他部局への周知など活用に努めます。